上郡町部活動地域展開について Q&A

地域展開について

Q1　なぜ中学校の部活動を地域に展開するのですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
Q2　学校部活動が地域展開されるとどんなことが変わりますか。　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
Q3　部活動を地域展開するメリットとデメリットは何ですか。　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3ページ
Q4　上郡町では、いつから地域に展開されますか。　・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ
Q5　地域クラブから中学校体育連盟（以下「中体連」という。）主催の大会に出場でき　・・・4ページ
ますか。
Q6　部活動が地域に展開したら、保護者の負担はどうなりますか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ
Q7　複数の地域クラブに参加することはできるのでしょうか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4ページ
Q8　地域クラブ活動中のケガ等の補償はどうなるのでしょうか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
Q9　地域クラブへの移動手段はどのようになるのですか？・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
Q10 地域クラブになると活動時間は変わりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
Q11 地域クラブになると活動場所は変わりますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5ページ
Q12 町外から上郡町の認定地域クラブに参加することはできますか。また、上郡町から　・・・5ページ
町外の認定地域クラブに参加することはできますか。

地域クラブ活動指導者について

Q13 地域クラブ活動の指導はどのような方がされてますか。また学校の先生は指導を　・・・・5ページ
しませんか。
Q14 安全面は大丈夫ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ
Q15 活動中の事故や怪我が発生した場合、責任はどこが負うのですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ

アフタースクールについて

Q16 アフタースクール事務局はどこにありますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ
Q17 地域クラブ活動に参加するためには、どうすれば良いですか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ
Q18 地域クラブ活動の体験会のようなものはありますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ
Q19 地域クラブ活動に参加する際、何か補助はありますか。・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6ページ
Q20 地域クラブ活動において、相談事がある場合はどこに相談すればいいですか。・・・・・・7ページ
Q21 保護者の役割はありますか。また、保護者会の設置は必須ですか。・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ

アフタースクール人材バンク登録・認定地域クラブ活動申請について

Q22 アフタースクール人材バンクへの登録には何か条件はありますか。・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ
Q23 地域クラブ活動は指導者が1人でも立ち上げることができますか。・・・・・・・・・・・・・・・・7ページ
Q24 活動日数の下限はありますか。例えば月1日だけの活動や、季節を限った活動でも　・・7ページ
かまいませんか。

Q25 認定地域クラブ活動というのは何ですか。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ページ
Q26 指導員の仕事は、指導以外ではどのようなものがありますか。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 7ページ
Q27 アフタースクール内に同じ種目の地域クラブ活動を立ち上げることは可能ですか。・・・8ページ
Q28 上郡中学校以外の施設で活動を行う場合、施設使用料の減免はありますか。・・・・・・ 8ページ

上郡町部活動地域展開について Q&A

地域展開について

Q1 なぜ中学校の部活動を地域に展開するのですか。

A1 現在の部活動運営には以下の課題があります。

①少子化に伴う課題	②学校における課題
・生徒が選択できる部の減少 ・団体競技の人数がそろわない ・通学先にやりたい部活動がない	・競技や活動経験のない教師が指導せざるを得ない場合がある ・平日勤務時間外の時間、休日等の部活動指導による業務の負担

そのため、国・県の方針に基づき、部活動を学校から地域に地域展開していくこととなりました。

Q2 学校部活動が地域展開されるとどんなことが変わりますか。

A2 下表をご参照ください。

	学校部活動	アフタースクール
運営主体	上郡中学校	アフタースクール事務局
指導者	中学校の教員 部活動指導員	地域の指導者 希望する教職員
参加者	自校の中学生のみ	参加範囲は柔軟に設定 小学生～成人と一緒に 活動する団体もある
活動場所	上郡中学校	学校・地域の施設
活動日数	平日４日、休日１日以内	平日４日、休日１日以内
費用	部費や個人の道具費用等	保険料・月会費 個人の道具費用等

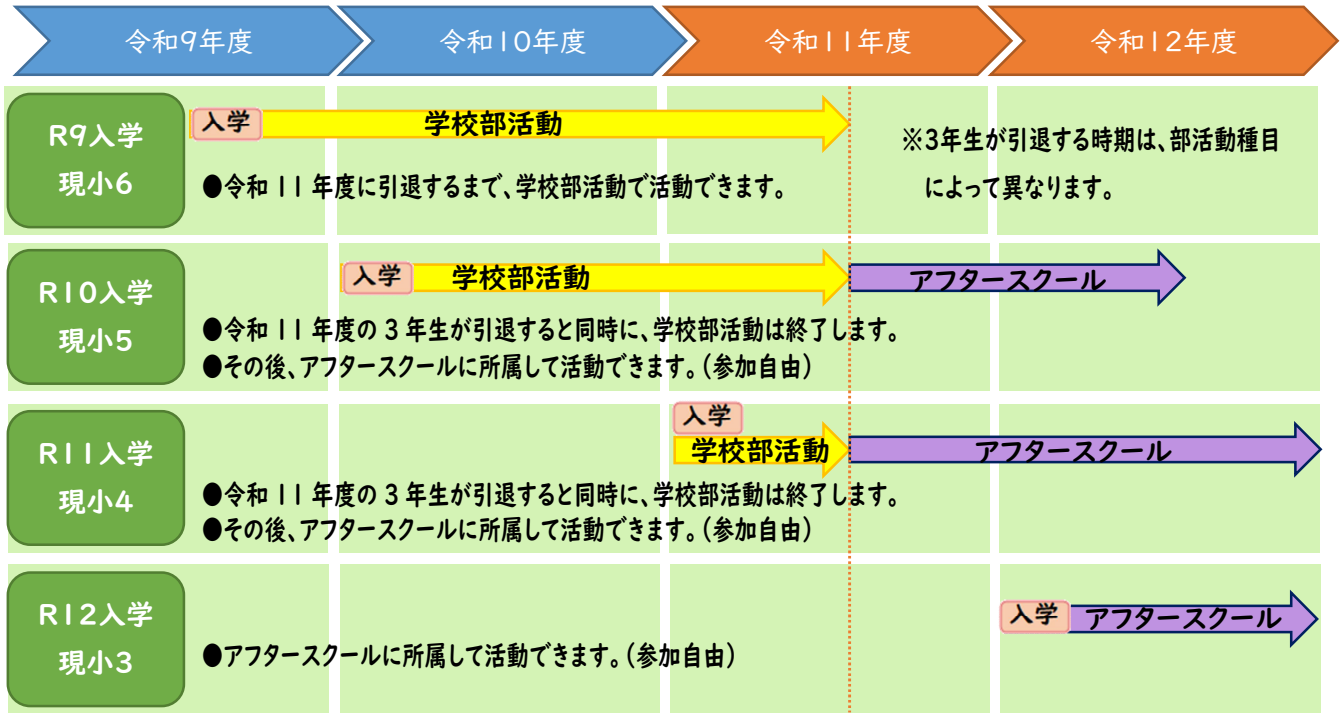
Q3 部活動を地域展開するメリットとデメリットは何ですか。

A3 下表をご参照ください。

メリット	デメリット
・生徒が活動する選択肢が広がる ・競技や活動の専門的な指導が受けられる ・地域の方々が活動に携わるため世代を超えた交流が期待できる ・学校（教員）業務のスリム化が期待できる	・活動場所までの移動 ・開始、終了時間が遅くなる （活動によりまちまち） ・会費、保険料等が必要となる ・指導者や受け皿の確保が容易ではない

Q4 上郡町では、いつから地域に展開されますか。

A4 下表をご参照ください。



※R10、11入学生徒については、アフタースクール展開後、学校部活動で行ってきた種目が継続できない場合は、3年生引退時まで学校部活動として中学校教員が指導を継続します。

Q5 地域クラブから中学校体育連盟(以下「中体連」という。)主催の大会に出場できますか。

A5 令和5年度(2023年度)から、日本中体連は地域クラブに所属する中学生の全国大会参加を認めています。(ただし大会の出場資格は種目の規定により異なりますので、大会の参加・運営に係る条件等をご確認ください。)

Q6 部活動が地域に展開したら、保護者の負担はどうなりますか?

A6 地域展開後は、学校の活動ではなくなるため、活動に参加するための月会費、保険料などの費用は保護者の負担となります。上郡町はアフタースクール事務局が運営実施主体となりますので、入会金1,000円(初年度のみ)、月会費3,000円(入会月の翌月から)、スポーツ安全保険(大人 1,850 円、生徒 800 円/年)が必要となります。また、また、地域クラブによっては、消耗品費(ボールやピン球等)などを集金する場合があります。

Q7 複数の地域クラブに参加することはできるのでしょうか。

A7 できます。

アフタースクールで開設されているクラブでは、月会費は一定で複数のクラブに所属して活動を行うことができます。例えば、活動の時間が異なれば、文化・芸術クラブと運動クラブ、学びクラブと運動クラブといったように、複数のクラブに所属して活動を行うことができます。勿論、複数の運動クラブに所属することもできますが、この場合、中体連が主催する試合にはいずれかのクラブからしか出場することはできません。

Q8 地域クラブ活動中のケガ等の補償はどうなるのでしょうか？

A8 活動中のケガ等の補償については、学校部活動であれば災害救済給付制度で補償されますが、地域クラブの活動については同制度の補償外となるため、新たな保険（スポーツ安全保険）に加入し、ケガ等が生じた場合は、この保険を適用し補償を行います。

Q9 地域クラブへの移動手段はどのようになるのですか？

A9 活動場所へは、原則各自での移動（保護者送迎を含む）となります。

Q10 地域クラブになると活動時間は変わりますか。

A10 地域クラブでは、クラブごとに活動時間が異なります。平日の活動は20時まで、休日は17時までを原則としています。各クラブの活動時間をご確認ください。

活動時間については、学校部活動同様、平日2時間程度、休日は3時間程度、週あたり2日以上（平日1日、休日1日）の休養日を設定します。（休養日に大会参加、練習試合等により活動した場合は、休養日を他の日に振り替えます。）

Q11 地域クラブになると活動場所は変わりますか。

A11 学校部活動と同様、移動なく放課後の時間を活用して活動できるよう原則学校施設を使用します。ただし、活動内容によっては、町内の教育施設、社会施設等を活用することもあります。各クラブの活動場所や活動時間については、上郡町HPに掲載していますので、ご確認の上参加してください。

Q12 町外から上郡町の認定地域クラブに参加することはできますか。また、上郡町から町外の認定地域クラブに参加することはできますか。

A12 町外から上郡町の認定地域クラブに参加することは可能です。会費等の費用負担については町民と同額ですが、町が実施する会費の減免制度は利用できません。

また、町外の認定地域クラブに参加できるかどうかは、参加を希望するクラブや各自治体の受入ルールによりますので、各自治体やクラブへ直接お問い合わせください。

地域クラブ活動指導者について

Q13 地域クラブ活動の指導はどのような方がされてますか。また学校の先生は指導しませんか。

A13 地域の指導経験者や教員 OB が指導されます。また、現役の小中学校教員が兼職兼業制度を利用して指導者として携わるクラブもあります。

受入団体の指導者としては、以下の条件を示しています。

〇アフタースクール人材バンクに登録し、上郡町教育委員会から許可された、地域の指導者であること

〇指導する種目、活動の資格や経験を有する方であること

〇「上郡町認定地域クラブ活動団体の設置及び運営等に係るガイドライン」に沿った指導が徹底できること

〇指導者向け研修（コンプライアンス・指導者の役割、心構え・中学生との向き合い方・救命講座等）を受講していること

Q14 安全面は大丈夫ですか。

A14 地域クラブ活動の指導者は、毎年アフタースクール事務局の実施する研修を受けると共に、「上郡町認定地域クラブ活動団体の設置及び運営等に係るガイドライン」において、熱中症の対策や重大事故発生時の対処、生徒指導に係る問題への対応等について、共通理解を図っています。問題解決が困難な場合は、必要に応じて学校や教育委員会とも連携を取りながら対応を行っていきます。

Q15 活動中の事故や怪我が発生した場合、責任はどこが負うのですか。

A15 原則として運営主体である教育委員会に責任が生じますが、指導員においても、安全講習等を受講した上で現場での安全確保に努める義務があります。

なお、事故や怪我が指導員の故意または重大な過失に起因する場合は、指導員個人に法的な責任（損害賠償等）が及ぶことがあります。

アフタースクールについて

Q16 アフタースクール事務局はどこにありますか。

A16 アフタースクール事務局は、上郡中学校内にあります。入退会の手続きを行ったり、活動スケジュールの調整、緊急時の対応等を行ったりします。

事務局には、活動時間内、1名以上の職員が常駐しています。

Q17 地域クラブ活動に参加するためには、どうすれば良いですか。

A17 まずは、アフタースクール事務局において入会手続きを行います。（入会届、入会金・保険料の納入等）

入会手続き完了後、地域クラブ一覧表から参加したい地域クラブ活動の二次元コードを読み取り、申込を行ってください。

Q18 地域クラブ活動の体験会のようなものはありますか。

A18 全体で一斉に行う体験会はありませんが、各地域クラブごとに体験会等を企画して行います。特に新1年生が入学する春には多くの地域クラブで体験会を行う予定です。詳細については、各地域クラブの案内や、直接問い合わせる等して確かめてください。

Q19 地域クラブ活動に参加する際、何か補助はありますか。

A19 月会費について、下記の状況にあてはまる世帯の生徒は免除又は減免を受けることができます。

生徒の属する世帯の区分	減免基準
生活保護法による要保護世帯	免　除
就学援助を受けている世帯	半　額
その他特別の事由があると町長が認めたもの	半　額

※上記減免を受けるには、原則として申請が必要です。アフタースクール事務局にお問い合わせください。

Q20　地域クラブ活動において、相談事がある場合はどこに相談すればいいですか。

A20　相談の内容にもよりますが、まずは各地域クラブ活動の代表者に相談してください。地域クラブ活動の代表者に相談しにくい場合は、アフタースクール事務局または教育委員会に相談してください。

Q21 保護者の役割はありますか。また、保護者会の設置は必須ですか。

A21 活動場所への行き帰りの安全確保や送迎については、保護者の責任で行っていただきます。
その他のクラブ運営に際しての保護者の役割や、保護者会の設置有無については、各認定地域クラブ及び指導者の方針によりますので、詳細については各クラブへ直接お問い合わせください。

アフタースクール人材バンク登録・認定地域クラブ活動申請について

Q22 アフタースクール人材バンクへの登録には何か条件はありますか。

A22 「18歳以上であること」及び「上郡町認定地域クラブ活動団体の設置及び運営等に係るガイドラインを遵守できること」以外には、特に条件はありません。指導経験や中学生の指導に熱意のある方は、登録いただけます。（日本版DBSの誓約書あり）
人材バンクに登録を行いたい場合は、アフタースクール事務局において、所定の書類（様式１号　人材バンク登録申請書）に必要事項を記入の上、資格等がある場合は、それを証明できる書類のコピーを添えて申し込んでください。

Q23 地域クラブ活動は指導者が1人でも立ち上げることができますか。

A23 運動系の地域クラブ活動においては、安全面の配慮から必ず複数名での登録・指導が必要です。文化・芸術系、学習系の地域クラブ活動においては、安全面に配慮した上で単独の指導が可能であれば、指導者1名でのクラブ立ち上げが可能です。

Q24 活動日数の下限はありますか。例えば月１日だけの活動や、季節を限った活動でもかまいませんか。

A24 「上郡町認定地域クラブ活動の認定に関する要綱」に定める認定要件に適合している活動であれば、活動日数の下限に一律の制限はありません。そのため、活動日数が少ないものや、特定の時期（シーズン）に限った活動であっても問題ありません。

Q25 認定地域クラブ活動というのは何ですか。

A25 認定地域クラブ活動というのは、国が示す認定要件等に基づき、市区町村等が認定を実施した地域クラブのことを指します。この認定には、地域クラブ活動を行う団体から市区町村等への申請が必要となります。認定地域クラブ活動に登録することで、学校施設等の優先利用・使用料減免、学校備品等の活用等の公的支援を受けることができます。また、中体連主催の大会への円滑な参加が可能となります。アフタースクールで行う地域クラブ活動は、全て認定地域クラブ活動になります。

Q26 指導員の仕事は、指導以外ではどのようなものがありますか。

A26 主な指導業務のほか、生徒・保護者との連絡調整（活動内容の説明や出欠確認等）、安全確保に向けた取り組み、体験会の開催、各種競技団体等への登録、大会・コンクールの参加申し込み、大会等の運営従事な

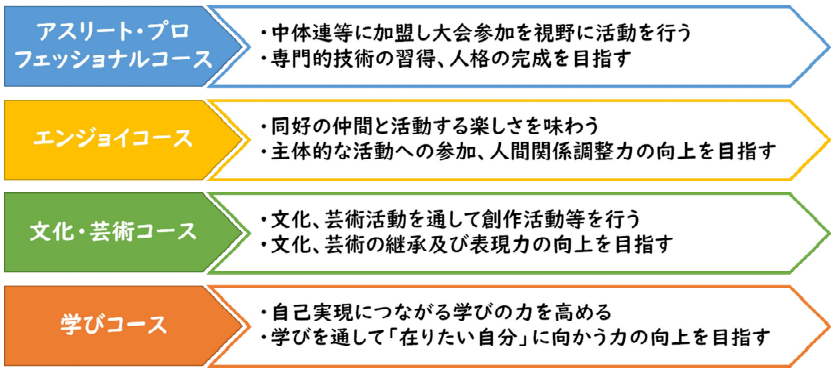
どが考えられます。

なお、入会手続き、会費の徴収、消耗品や備品の購入・管理、指導員の源泉徴収票の発行などのその他煩雑な事務については、アフタースクール事務局等が請け負うことで、指導員の指導以外の負担軽減を図ることとしています。

Q27 アフタースクール内に同じ種目の地域クラブ活動を立ち上げることは可能ですか。

A27 可能です。

アフタースクールでは、生徒が自己のニーズに合わせて選択して参加できるよう地域クラブ活動を以下の4つの分野に分けて実施します。



そのため、同じ種目でもコースが違うと活動内容や指導方法が異なることから、複数の設置が可能です。

また、同じコース内においても複数の同じ種目を立ち上げることは可能ですが、中体連主催の大会参加には、各種目によって出場資格等が決められていますので、大会参加を目指す場合には事前の確認が必要となります。

Q28 上郡中学校以外の施設で活動を行う場合、施設使用料の減免はありますか。

A28 上郡中学校での活動が難しく、公共施設を使用する場合は、申し出により減免措置を行います。